

労務管理セミナー案内

平成25年9月吉日
一般社団法人北産業連合会

労働基準監督官はここを見ている！

36協定・割増賃金など残業に関するトラブル

解決いたします。

労働基準法では、原則の労働時間を1週間40時間、1日8時間と制限していますが「36協定の締結・届出」と「割増賃金の支払」を条件に残業を認めています。逆にこの2つの条件を満たさない残業は労働基準法違反であり、労働基準監督官が行う是正勧告の対象となります。一方で、残業をまったくゼロにすることは会社経営上難しいと思われれます。であれば、正しく労働時間を管理し、合法的に残業を行わせる必要があります。

本講座では、残業に関するトラブルの回避方法のほか、どうすれば残業を減らすことができるのか、他社の好事例等を紹介しつつ解説します。

法改正に伴った就業規則の改正、安全衛生法で定められた年1回以上の定期健康診断の実施についても、労働基準監督官の重要視する調査対象となります。

講師

行政書士・特定社会保険労務士

岩崎 仁弥(いわさき きみや)先生 北区王子在住

- ・調和のある働き方と共鳴する職場作りを提供する日本で初の職場マイスター
- ・セミナー実績 2012年 50回・受講者2500人以上
- ・書籍、執筆 社内諸規程作成・見直しマニュアル、労働時間管理完全実務ハンドブック、リスク回避型就業規則作成マニュアル、ビジネスガイド他多数

セミナー開催要領

日時：平成25年9月26日(木) 14:00~16:00

場所：(社)北産業連合会 2階会議室(王子工業会館)
東京都北区王子本町1-22-3

受講料：会員事業所 無料 一般の方 500円(テキスト代)

申し込み先：一般社団法人北産業連合会 事務局
FAX or TELでお申し込み下さい(複数も可) Fax 03-3900-3994
TEL 03-3900-3812

労務管理セミナー申し込み

事業所名 _____

お名前 _____

お名前 _____